

覚書

昭和46年6月25日、横浜防衛施設局長高村清（当時）と座間町長鹿野文三郎（当時）が取り交わした覚書（以下「現覚書」という。）については、キャンプ座間（座間市行政区域内）の自衛隊一部使用について締結されたものである。現覚書の締結から45年以上が経過し、我が国の安全保障環境が一層厳しさを増すなど、自衛隊を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、我が国の防衛力の強化、さらには、日米同盟の強化が我が国の安全の確保にとってこれまで以上に重要となっている。また、近年、日本各地で甚大な災害が発生しており、国民から自衛隊の災害時の活動に対する期待が高まっている。

このような状況の中、南関東防衛局は、現覚書の履行について誠実に取り組んできており、座間市は自衛隊の任務や日米同盟の重要性を理解するとともに、協力を図り、自衛隊及び在日米軍との間で良好な関係を構築してきた。座間市として、キャンプ座間に自衛隊が駐屯していることを現実として受け止め、自衛隊の任務を理解しつつ、市域の発展のために自衛隊との共存を図ることが重要であり、引き続き、在日米軍との交流を行っていくことも重要である。

かかる状況に鑑み、座間市と自衛隊及び在日米軍の良好な関係が今後も築かれ、共に地域の発展に資することを約し、南関東防衛局及び座間市は、現覚書を現状に即した内容に見直すことが必要であるとの共通の認識をみたので、現覚書の各条件を下記の内容に改めることを確認した。

記

（キャンプ座間にに対する基本姿勢）

第1条 南関東防衛局は、キャンプ座間の整理、縮小、返還及び負担軽減策等の推進について最大限の努力をする。

（座間市並びに自衛隊及び在日米軍との協力関係構築のための取組）

第2条 南関東防衛局は、災害等に際して座間市と自衛隊が相互に連携し、迅速かつ円滑に災害応急対策を行えるよう、平素からの連携の充実に協力するとともに、座間市が主催する防災訓練や防災に関する会議等に自衛隊が積極的に参加できるように支援する。

2 南関東防衛局は、災害等から市民の生命・財産を守るものとして自衛隊の態勢充実を支援し、また、座間市の要請により、災害、救急、公共施設の造成工事等に対する自衛隊の随時積極的な活動の実施に協力をする。

3 座間市は、キャンプ座間の自衛隊や在日米軍と周辺住民との相互理解を深めるため、スポーツ、音楽等の交流について積極的に連携及び協力をする。

4 南関東防衛局は、キャンプ座間の自衛隊及び在日米軍が、地域コミュニティの一員として地域に密着した活動が展開できるよう協力をする。

5 南関東防衛局は、キャンプ座間内のスポーツ、レクリエーション施設を可能な限り市民に開放するよう、積極的に米側と協議し、最善の努力をする。

（負担軽減等のための取組）

第3条 キャンプ座間の整理、縮小、返還を行う際、南関東防衛局は、返還地の利用に関する座間市の構想や計画に対し、全面的かつ積極的な援助と協力をする。また、国有財産処理上必要な関係省庁間の調整に積極的に努力をする。

2 南関東防衛局は、キャンプ座間ににおける周辺住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与するため、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づく施策を含め、周辺地域との調和を図り、座間市の理解と協力を得るよう努力をする。

3 キャンプ座間ににおける座間市営水道の導入に関し、南関東防衛局は、積極的に米側及び関係省庁と協議し最善の努力をする。

4 南関東防衛局は、米軍管理の水道施設の早期移管を積極的に米側と協議し最善の努力をする。

5 南関東防衛局は、自衛隊の食料品や生活用品の購入、施設の維持修繕等について、座間市の市内業者が円滑に入札に参加できるよう、自衛隊による市商工会関係者への説明会の開催等、積極的に情報提供するよう協力をする。

（キャンプ座間ににおける運用の態様の変更等）

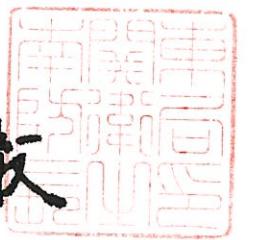
第4条 南関東防衛局は、キャンプ座間ににおける部隊改編等の重要な運用の態様の変更が行われる場合には、速やかに座間市に情報の提供を行う。特に著しい変更があるときは、事前に南関東防衛局は座間市の理解を得るよう協議する。

2 座間市並びに自衛隊及び在日米軍との協力関係が一層進展するよう、座間市及び南関東防衛局は、キャンプ座間にに関する諸問題の解決に努める。

平成29年7月7日

南関東防衛局長

堀地 徹



神奈川県座間市長

遠藤 三紀夫

